
第4回 日吉津村議会定例会会議録（第4日）

令和4年12月16日（金曜日）

議事日程（第4号）

令和4年12月16日 午後1時30分開議

- 日程第1 陳情第15号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書（教育民生常任委員長審査報告）
- 日程第2 議案第51号 日吉津村議会議員及び日吉津村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 日程第3 議案第52号 日吉津村職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第4 議案第53号 日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第54号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第8回）
- 日程第6 議案第55号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2回）
- 日程第7 議案第56号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- 日程第8 議案第57号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第9回）
- 日程第9 発議第10号 行財政調査特別委員会の調査研究について
- 日程第10 議員派遣の件について
- 日程第11 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第12 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第13 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 陳情第15号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書（教育民生常任委員長審査報告）
- 日程第2 議案第51号 日吉津村議会議員及び日吉津村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

- 日程第3 議案第52号 日吉津村職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第4 議案第53号 日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第54号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第8回)
- 日程第6 議案第55号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第2回)
- 日程第7 議案第56号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2
回)
- 日程第8 議案第57号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第9回)
- 日程第9 発議第10号 行財政調査特別委員会の調査研究について
- 日程第10 議員派遣の件について
- 日程第11 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第12 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第13 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(8名)

1番 長谷川 康 弘	3番 橋 井 満 義
4番 三 島 尋 子	5番 松 本 二三子
6番 河 中 博 子	7番 前 田 昇
9番 加 藤 修	10番 山 路 有

欠席議員(2名)

2番 井 藤 稔	8番 松 田 悦 郎
----------	------------

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 小 乾 敬 介 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	中田達彦	総務課長	小原義人
総合政策課長	福井真一	住民課長	矢野孝志
福祉保健課長	橋田和久	建設産業課長	益田英則
教育長	井田博之	教育次長	横田威開
会計管理者	景山美穂		

午後1時30分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから、令和4年12月第4回定例会最終日を開催いたします。

開会前に一言御挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、本会議、また連日の委員会等を開催していただき御苦労さまでした。気になるところは、新型コロナウイルス感染状況であります。いよいよ第八波到来、全国的にも鳥取県においても厳しい状況となっております。専門家の見解として、来年1月中旬がピークではないかと言われるところであります。議員各位、執行部におかれましては、これから年末年始の事業が重なるところとっております。感染対策を十分に行った事業実施、事業参加していただくようお願いするところであります。2023年が平穏な1年であることを願うところであります。

それでは、本日の会議に入りたいと思います。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 陳情第15号

○議長（山路 有君） 日程第1、陳情第15号、子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

本陳情については、本会議において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

前田教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（7番 前田 昇君） 教育民生常任委員会の委員長を務めます前田です。陳情の審査報告をさせていただきます。陳情第15号、付託の年月日、12月6日、件名、子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書と

いうことでもあります。

結論から申し上げますと、本委員会におきましては、審査の結果は不採択でありました。各委員の意見においては、不採択2、趣旨採択1というふうな結果でありました。

審査の経過について御説明を申し上げます。本陳情は、前後しましたが、陳情者は、鳥取県東伯郡湯梨浜町泊711、鳥取の保育を考える会会長、石井由加利様であります。この陳情は、以前にも同じ会から提出がされておりますが、現在いろいろ問題になっております保育士の配置基準ということで、我が国の配置基準が、欧米諸国に比べても大変、1人の保育士さんがたくさんの子供さんを見ているということでもあります。再三テレビ等でも話題になっておりますが、特に、1、2歳児については保育士1人に対して児童6人、あるいは3歳児については保育士1人に対して20人、さらに4歳、5歳児に当たっては1人の保育士が30人まで見ることができると、そういう基準があるということでありまして、実態はなかなか、これだけの多数の児童を1人の保育士が見るということは厳しいというのが、各所で言われている内容であります。

本陳情につきましては、そういった現状を踏まえて保育士の配置基準を、より増員を求める、そういった意見書を、村議会から関係各所に、国のほうに意見書を提出願いたいという趣旨の陳情であります。そういった趣旨の陳情を受けまして審査をいたしました。

その審査の結果で各委員の意見を幾つか御紹介をしますと、保育士の配置基準とか労働条件を改善するという意図は理解できるものである。が、しかし、実態として保育士の数が足りなくて、条件を高めるということになれば、運営がおぼつかないという保育所もできるのではないかという御意見。それから、特に近年、事故が多発しておりまして、保育所での不適切な対応が話題となっておりますが、この点については、配置基準等の見直しという点が改善の一步であるということも理解ができるが、基本的には、保育士の資質の、あるいは保育士、職員の資質の問題が大きいのではないか。そういうふうな、保育士の資質を高める対策をまず求めたいというふうな御意見。それから、本陳情は、昨年と同様のものが提出されておりますが、周辺の保育所に関わる状況は刻々変化しておりまして、陳情の趣旨は昨年とほぼ同様なものでありますので、その点の修正等がされてないということで、やや形式的に提出されたものではないかという、そういう印象は拭えないというふうな受け止めもありました。

いずれにしても、保育現場に対する一般の理解はまだ不十分でありまして、保育現場を家庭での子育ての延長のように捉えている向きもまだあるという中で、現場の厳しさを理解するということは、必要だというふうに考えております。そういった状況を踏まえながらも、本陳情の趣旨であります国に対する意見書の提出については、結果として不採択というふうになりま

した。

以上、委員会の経過報告と結果の報告に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、反対、賛成の順に行います。

まず、反対討論はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。私は、委員長報告に反対し、陳情に賛成の立場で討論いたします。

陳情の趣旨は、先ほど委員長からも説明がありましたが、国に対して子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書を、内閣総理大臣はじめ、財務、厚生労働、文部科学、内閣府特命担当各大臣、そして衆議院議長、参議院議長宛てに、日吉津村議会からも提出していただきたいという陳情です。

内容は、子供のために保育士配置基準の引上げによる保育士増員を図ること、そして公定価格を引き上げ、保育士等の処遇改善を図ることです。保育は、誰もが安心して子供を産み育て、働ける社会の実現にとって不可欠な社会資源であります。保育施設は、子供たちの日々の暮らしと成長、発達を保障するための大切な施設です。政府は、2023年度から、こども家庭庁を創設し、社会の真ん中に子供施策を据えて、その充実、推進を図り、予算を倍増すると公言しています。それならば、今こそ保育予算を大幅に増額し、保育所の環境、条件の改善を国の責任で進めるべきであります。

小学校では、40年ぶりに基準が改善され、全学年で35人を上限とする少人数学級が実現することになりました。ところが、保育所の保育士配置基準の4、5歳児基準は、子供30人に保育士1人。これは1948年の基準制定以降、今日まで74年間一度も改善されておられません。保育士等の賃金については不十分ながら改善を進めておりますが、保育士の増員を求める現場の声には背を向けたままです。このままでは、安全・安心で質の高い保育を格差なく保障することはできません。国の低い配置基準を補うために、自治体は独自に職員の増員配置を行っております。全国の自治体では、国の配置基準の1.9倍の保育士を配置していると言われております。

保育所の運営費は国の基準、公定価格により算出しますので、保育士の人数が多くなれば人件

費算定価格は低くなります。自治体の持ち出しは多くなってまいります。未来を担う子供たちの保育は、国の責任によって保育士を増やし、保育の質を確保すべきです。

村は、来年4月から、認定こども園として出発するとしています。正規職員による体制を願うものであります。小規模保育所についても自治体独自の財源持ち出しで改善するのではなく、公定価格の引上げにより、国が責任を持って一刻も早い改善をする必要があります。

以上、討論といたします。皆さんの賛同、よろしく願いをいたします。

○議長（山路 有君） 続いて、賛成討論を行います。討論はありませんか。

松本議員。

○議員（5番 松本二三子君） 5番、松本です。今回、教育民生常任委員会に付託されました陳情第15号、子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書に対して、委員長の報告は不採択でした。私は、2つの理由から、委員長の報告に対し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず1つ目は、陳情理由の中にもあるように、国において、来年4月にこども家庭庁が創設され、これまで以上に子供関連施策の充実、推進を目指し、予算も倍増されるという点です。子供というのが、基本方針では18歳までの者を念頭に置かれていますので、幼児教育・保育に特化しているわけではないようですが、今は静観すべきではないかと考えます。

次に、基準が、制定以来74年間一度も変更されていないという点です。陳情者は、昨年、令和3年12月議会にも保育所等の最低基準職員（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書ということで出されて、不採択とされています。

今月4日の日本海新聞に、なぜ国は基準を変えないのかと国の担当者に聞いてみたという方の記事が載っていました。その答えは、配置する人数を増やすと、保育士不足で基準を満たせず、運営できなくなる保育所が出てくるおそれがあるということだったそうです。もともと正職の保育士の数が足りていない、保育士の取り合いになるのではと不安視する声もあるようです。

そこで、こども家庭庁創設に期待を込めて静観する。国の保育士配置基準を変更しないのには、それなりの理由があるのではと考えるという点から、陳情第15号の委員長報告に賛成いたします。皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） ないので、以上で討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立によって行います。

本陳情に対する委員長の報告は、不採択であります。したがって、原案について採決します。
本陳情を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔起立少数〕

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって、陳情第15号は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第2 議案第51号

○議長（山路 有君） 日程第2、議案第51号、日吉津村議会議員及び日吉津村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立によって行います。

原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第52号

○議長（山路 有君） 日程第3、議案第52号、日吉津村職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立によって行います。

原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第53号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第53号、日吉津村職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立によって行います。

原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第54号

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第54号、令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第8回）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立によって行います。

原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第55号

○議長（山路 有君） 日程第6、議案第55号、令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立によって行います。

原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。
-

日程第7 議案第56号

- 議長（山路 有君） 日程第7、議案第56号、令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔討論なし〕

- 議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立によって行います。

原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。
-

日程第8 議案第57号

- 議長（山路 有君） 日程第8、議案第57号、令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第9回）を議題とします。

本議案は追加議案ですので、提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

- 村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました議案第57号、令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第9回）でございますが、歳入歳出それぞれ1,271万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,142万5,000円とするものでございます。

6ページを御覧ください。歳出では、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費に321万2,000円を計上しておりますが、これは国の補正予算による新規事業で、全ての妊婦、子育て家庭が、より安心して出産・子育てができるよう、すまいる子育て応援ギフトとし

て、妊娠時と出生時の2回、5万円ずつ計10万円の給付を行うものでございます。

続いて、第7款土木費、第2項道路橋梁費、第2目道路新設改良費に950万円を計上しておりますが、これは村道宮川北線歩道新設工事を今年度一部施工する予定でしたが、国の補正予算で新たに国庫補助金の配分があったことを受け、工事請負費を増額するものでございます。

続いて、歳入について申し上げます。5ページを御覧ください。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金に213万3,000円を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました、すまいる子育て応援ギフトに充当する出産・子育て応援交付金でございます。同款、同項、第4目土木費国庫補助金に484万円を計上しておりますが、これは村道宮川北線歩道新設工事に係る道路交通安全施設等整備事業費補助金でございます。

第21款村債、第1項村債、第1目村債に460万円を計上しておりますが、これは村道宮川北線歩道新設工事に伴う公共事業債の増額でございます。

なお、第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に60万6,000円を計上し、歳入歳出を調整しております。

以上、議案第57号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案理由が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。まず、補正予算の予算書の中の、歳入のほう、5ページの歳入の中で、村債ということで公共事業債が計上されております。これは道路改良に伴うものだと思いますが、一応確認ですが、これ、交付税なんかの事業費補正等、要するに後から、いわゆる補填される部分があるものでしょうか。その辺をちょっと確認をしたいと思います。

それから、もう1点、今回のメインであります、すまいる子育て応援ギフトということでありますが、事業の概要書を頂いておりますので、その辺りでちょっと確認をしたいんですが、ここで主に2点、この5万ずつを2回該当の家庭に配付するということですが、それと併せて伴走型相談支援ということがここに書かれております。従来も、いわゆるすまいるはぐですかね、本村でいうと、そういった形でこういった支援はしてきたと思うんですが、今回は、ちょっと言い方変ですが、5万を支給する前に相談を受けると、家庭を訪問するということで、保護者にとってはいい面もあるし、多少、家庭を訪問されるというプレッシャーみたいなものはないのかということで、ちょっとその伴走型相談支援の、今回の事業に対する意味合いを少し補足いただきたい

のが1点。

それからもう1点は、この支給の基準日というものはあるのでしょうか。既に出産済みの方も対象になってるようですが、例えば、今年度に妊娠・出産というのか、その辺の基準日があるかどうかということを確認をしたいと思います。

それから、すみません、もう1点だけ。この事業は今後も、多分少子化対策としては続く事業だと思うんですが。率直に言って、村費を一部充てるということは、特別多額ではないんですが、国が決定したものに結局村費も入れていくっていうことの意味合いは、どういうふうにと考えたらいいんだろうと。国の予算でやれるなら、本当、国の100%で市町村が動くということで、それでいいんじゃないかと思うんですが。この辺のことですね、将来も続いていくということになれば、結局村費もずっと続くし、でもその事業が、国庫の事業が終わったら、今度は村費単独でやる必要も出てくるかなとか、そういうことを思っているんですけども。この事業に異論というわけじゃないんですが、ちょっとその辺りを村としてどのように受け止めているかということで。ここの部分でいうと3点になりましたけど、御質問したいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。私のほうからは、村債のことについてお答えします。

対象になりますのは、おっしゃいますように宮川北線の歩道の設置工事の部分です。それで、補助金で充たった部分を除いたところを村債でということになるんですけども、一応この起債の対象が、事業費の充当率90%ということにして、90%のうちの、40%部分の2分の1が交付税で見えていただけるということになっています。以上です。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

このたびの出産・子育て応援交付金の内容につきましてですけども、伴走型相談支援、こちらのほうが、もう一方の子育て応援ギフトの事業と併せて実施していくという、2つの事業が同時に行われていくという事業になっております。この伴走型の相談支援というのは、先ほど議員御指摘のとおり、日吉津村でも丁寧に、妊娠届け出時から関わってきたものとかかなり重複する部分はあると思っております。その辺りの整理は必要となってまいりますけども、このギフト5万円ずつを支給するタイミングとしましては、まず最初が、妊娠届を出されたタイミングということになります。これは通常30分程度、面談を保健師のほうが行っているタイミングになりますので、まずはこのタイミングで申請をしていただくということがあると思います。

それからもう一方の、もう1回のタイミングですけれども、こちらのほうは出生届提出後ということで、これも従来行っております乳幼児全戸訪問事業等を活用してもいいというような国の方向性もございますので、出生届が出た後面談を行って、申請をしていただくということになっております。

その2回のタイミングというところで、従来の事業とタイミング等は、自治体ごとの調整を図りながらということがありますので、適切なタイミングを見て、こちらのほうも対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、基準日ということなんですけれども、対象となります子供さん、妊婦さんは、令和4年4月以降の出産された方ということになりますので、遡って今年の4月以降に出産された方が対象ということになってございます。まだ、国の要綱のほうが決まっておきませんので、実際事業開始というのがいつになるかというのは、これからタイミングを見て、スタートをさせていただこうというふうに思っております。

それから、今後の方向性ということなんですけれども、今月2日に国の補正予算のほうが決まりましたけれども、こちらでは、令和5年9月のもので一応予算化されているということであります。今後の事業継続につきましては、また国のほうで、継続の方向性で予算確保をされていくということで説明がございましたので、今後も継続されていくものというふうに考えております。ただ、この事業の費用負担については、まだそこまでは出ておりませんので、今後どのようになるかということまでは、国の方向性を見てということになると思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 一般財源を充てることについては、総務課長かな。一般財源を充てることについてという質問が出ちょう。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。一般財源が必要になるということについての問いでございますけれども、国の考えられた事業ということで、国費で10分の10すればいいじゃないかというのも、非常に分かる話でありまして。ただ一方で、今のところ示されたのがこういった事業の組立てでということでありまして、この子育て支援しっかりやっていこうということにつきましては、国はじめ各地方自治体についても喫緊の課題ということで、そこについては協調して取り組んでいく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

今後のことにつきましてはまだこれから国で検討ということなので、定かではありませんけれども、今後もその国の検討状況を見ながら、必要に応じて意見等もしながら、この事業ができれば継続されていくのがいいのではないかなというふうに考えているところでございます。以上で

ございます。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

○議員（7番 前田 昇君） はい。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 1点だけちょっと、お伺いをしたいと思います。

これは宮川北線についてなんですけど、先ほどの議案の、これは五十何号でしたかいな、4年度的一般財源、議案第54号、補正の第8回で、この宮川北線の新設工事に伴って用地買収の120万を減額して、その分の120万の同額を宮川北線の歩道の新設工事に足して、これを相殺をして、道路新設改良工事の補正はゼロということが、先ほどの補正で行われました。そして今回お伺いしたいのは、この歳入部分で、道路橋梁費の補助金で国庫金から入ってくるのが484万。そして、このほぼ同額460万の、これは村の借金ですね、公共事業等債460万ということで、これは、480万と、この借金460万を充当して、950万の補正を行って宮川北線歩道の新設工事を行うようにこれは計画されておるのが、今回の補正のお金の使い道であります。

それで、この宮川北線の歩道の新設と、ここの部分で私、この安全施設等に使われる部分と歩道の新設の部分との工事の区分けは、実際ここの中でどのようにされているんでしょうかね。この説明文章を読むだけでいくと、新設工事に伴う工事とこの安全施設等の整備の補助金が、これ全てに充当できる補助制度なんですかね。そこをはっきりしとかなないと、全部ひっくるめたものでこれ補助金が該当できるようになるんですかね。といいますのが、この村債でも、公共事業債ではなくて等がついてましたから、ちょっとこれ、どんなもんかなと思って。それでそこが気になったものですから、その点をちょっとはっきりしておきたいと思います。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員の御質問にお答えします。

道路交通安全施設等整備事業費補助金というところで書いておりますけれども、こちらの項目につきましては、国のほうが定めております補助金の名称がこのような形のものになっておりますので、今回、宮川北線の歩道設置工事に該当する補助金、これが国のほうで定めているこの補助金であるということでございますので、安全施設という名称が中には入っておりますけれども、そこを区分けして考えるというものではなく、一体的にこういったような補助金が国のほうでなされているというところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいでしょうか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） ということは、通常この説明文で読んでいく限りには、道路交通安全施設等整備事業費補助金となっておりますので、私がかうがった見方をしたのかもしれませんが。というのが、ここの宮川の工事をするのに工事代金、そして通常この安全施設と呼ばれるものは、ガードフェンスであったり、ガードパイプであったり、ミラーであったり、それから車止めであったり、そういうものが安全施設の範疇になってくる、ラインも含めてなんですけども、というものの部分を該当してもいいよというのが、私、480万のところであって。というのが、先ほど申した120万は、今回のものでお返しをして、歩道の新設工事に伴う工事を120万減額して、用地購入費がこれほど120万要らなかったから、ここでマイナスをしてチャラになった。だけでもまたここの、今回の補正の部分ではそこを復活して出てきた。その復活要因としては、国の銭がこれだけ入ったから、もともと足りない計画なんだけども、ここで充当していこうということだったのかなと思って。そういうふうにも取れなくないなと思ったりしたもんですから、そのことなんです。質問しとる意味分かりますかね。分からなかったら、次、もう一遍最後のやつで質問します。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。今の宮川北線の工事に関しまして御説明申し上げますと、まず、当初のほうで用地費が組んでありました。6月補正のときに、今度は工事費ということで補助金の配分があったことから、650万円を認めていただいているわけございまして、これの工事を今、もう発注も済んでかかりかけてるところであります。この部分につきましては、ミライトのところから県道までの延長が、工事の区間で53.5メートルということなんですけども、このうち23メートルというのがこの6月補正の650万でできる範囲ということで、全区間はできないということで補助金が、配分の中ではそういったことになってたということでございます。これに加えて、12月の最初の補正で120万、用地費が少し軽く、軽くというか、少なくて済んだので、その部分を工事費に振替をさせていただき、このたび、国の補助金の配分が新たに484万円あったことに伴いまして、950万円の工事費の補正をさせていただくということで、今回の950万円の追加によりまして、このミライトから県道までの歩道設置の全ての工事が足りてくるというようなことになってきますので、120万円の振替も含めて、今回の950万円の追加も含めて、一連の工事が完了する予定ということで御理解をいただければと思います。以上でございます。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） ということは、私もあんまり計算が得意じゃないもので、6月で650万、そして今回950ということで、合計して1,600。それに、先ほど来の120万を足すと1,720万かな、ということが、これの工事の全体でかかるお金なのかなということを確認を私はしたかっただけです。それで、要するに宮川北線のあそこを整備することによって、今分かったことは、工事代金で1,720、それプラス、土地代が何ぼか、私はこれではちょっと計算できない。それで合わせて、工事代金1,720、それから土地代が、ここで出てきておるのは120万これ減額してる。それで元の値段が何ぼだったかちょっと、私、記憶にないので分かりません。それで、これも年の終わりでもう今回で終わりになる事業ですから、それで要するに、宮川北線の工事を、土地代何ぼで工事代何ぼで、トータルで何ぼかかりましたよというのを、ちょっと今度最後に教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。当初の用地費は410万円組んであったものでございます。ここから120万円を工事費に振り替えて、工事の予算につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたとおり合計で1,720万ということになってきます。用地費については410万円から120万円を減額したものが用地費になってくるということでございます。

現在、最初の工事は発注したところでありまして、工期は3月末という予定にしているところでございます。この後また、今回お認めいただきましたら、その後に発注をして、この後の部分については繰越しの工事ということになる予定を考えています。以上でございます。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、以上で討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は、起立によって行います。

原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 発議第 10 号

○議長（山路 有君） 日程第 9、発議第 10 号、行財政調査特別委員会の調査研究についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

前田行財政調査特別副委員長。

○行財政調査特別副委員長（7 番 前田 昇君） 議員全員で構成をしております行財政調査特別委員会によります調査研究について、提案をさせていただきます。本来ですと委員長の松田議員、松田委員長が提案すべきところでありましたが、本日は、やむを得ぬ事情によりまして欠席でありまして、既に委員長とも協議済みでありますので、本日、副委員長の私前田が代わって提案をさせていただきます。

令和 4 年 12 月 16 日、日吉津村議会議長、山路有様、提出者、行財政調査特別委員長、松田悦郎。行財政調査特別委員会の調査研究についてということで、上記の議案を別紙のとおり、議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

発議第 10 号、行財政調査特別委員会による調査研究についてということで、本日提案をさせていただきます。

この間コロナ禍が続きまして、我々の調査研究もなかなか村外に出かけるという機会がつかれませんでした。そのために、この間、講師をお招きして研修をするなり、あるいは防災についての理解を深めるというふうなことでやってまいりましたが、本日は、現在もコロナ禍ではありませんけども、来年の 2 月を目指して調査研究を準備していこうというふうな内容であります。

調査事件は、子育て支援、住民自治のまちづくり及び議会活動についてということで、調査地は関西方面、調査の期間は令和 5 年 2 月上旬から中旬の間に 2 泊 3 日、経費は予算の範囲内ということであります。

改めて、コロナの状況がありますので、直前の変更もあるいはやむを得ぬ場合もあるかもしれませんが、実際にこういった調査事件に関する現場に赴きまして、我々なりの調査をしっかりと帰ろうということありますので。以上、提案をさせていただきますので、皆さんの御賛同をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（山路 有君） 提案理由が終わりました。

この際、質疑、討論ないものとし、これから採決を行います。

本発議は、原案のとおり実施することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、発議第10号は原案のとおり実施することに決定いたしました。

日程第10 議員派遣の件について

○議長（山路 有君） 日程第10、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。この件については、お手元に配付のとおり、派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第11 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第11、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務経済常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第12 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第12、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 1 3 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 1 3、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

広報広聴常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付しました調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 1 4 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 1 4、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配付しました調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（山路 有君） 以上で、本定例会の会議に付議された議案は全て終了いたしました。

これをもって会議を閉じ、令和 4 年第 4 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 2 時 2 5 分閉会
